

これまでの意見の一覧（事項別）

（第4, 5回議事概要から抜粋）

I 公的統計の整備の考え方（スキーム・基準関係）

1：統計ニーズの把握方法

○ 要望を聞く仕組みを作っても予算措置等のリソースが確保されないと絵に描いた餅になる。分散型統計機構を採る国において、統計に関する様々な要望はどのように取捨選択され、その要望の実現に向け調査実施部局あるいは予算当局に対してどのような権限を基にどのような行動が取られているのか、また、要望はどの程度実現しているのかについて、海外の情報を踏まえる必要がある。

○ パブリックコメント方式では、提出された意見がどのように検討され、結果的に採用されなかった場合の理由の説明がなされないのが一般的であるような印象がある。ユーザー会議のあり方については、まずそれがどのような機能を持つべきかを議論することが重要である。それによって組織のあり方の方向は自ずと見えてくるのではないか。各省横断的なユーザー会議を設置することのメリットとしては、事業所母集団データベースのような調査の基盤整備や回収率の低下といった各府省の調査に共通事項も議論できる点大きい。また、現行のような府省単位でのユーザーからの意見聴取の場合、仮にある府省で優れた取組みが行われても、それが全体として共有されないといった問題がある。

○ 「意見・要望」と「ニーズ」とは明確に区別して考えるべき。ユーザー会議は、ニーズを把握する手段の一つである「意見・要望」と位置づけるのがベター。ユーザー会議に限らず、「意見・要望」の把握は広く窓口を開けておくべき。提出された意見・要望の判断に対しては、意図の適正・明確性、具体性、公益性、政策的必要性、全国的・将来的な需要の存在、実現可能性等を判断して「ニーズ」と定めるべき。ユーザー会議等「意見・要望」の窓口及び「ニーズ」の判定機能は、第三者的な立場にあるところ、例えば、統計委員会におくのがよいのではないかと。また、意見・要望への回答方法は予め周知しておくことが必要。なお、表に現れてこない要望（声なき声）の汲み上げも検討課題。さらに、把握したニーズに対する回答も必要であるが、要望ごとにいちいち回答するのではなく、最終的にまとめて行うことを事前に十分周知しておけばそれで足りる。

○ 現在各省にある各調査個別的な事項を検討する場合は、利用者の具体的な要望を直接反映させる場として充分機能しているので今後も残すべきある。共通的な事項については、統計委員会に専門部会を設置して担当することが適当で、この部会が中心となり、テーマに応じてユーザー会議を企画してアドホック的に開催するのが良いと思う。恒常的なユーザー会議を設けるかどうかはその様子を見てからでよい。「声なき声」はインターネット等で把握するのが良いと思うが、回答する必要性を考慮するとそれなりの体制を整える必要がある。

○ ニーズの把握に関しては、①各省の窓口だけでなく政府全体の窓口も必要、②意見・要望を聴取する相手、方法（HPか郵送か等）、対象事項等は限定せずに幅広く把握すべき、③ユーザー会議は、漠然と意見を聞くのではなく、意見・要望を整理したうえで論点を絞って議論する場にすべき、④意見・要望の取捨選択には事務局だけでなく統計委員会が関与すべき、⑤意見・要望には、個別ではなくても何らかのフィードバックをすべき、⑥意見・要望を聴取する基本目的は、基本計画への反映であるとするべき、と考える。

○ 意見・要望は、事務的な負担や意見・要望を聴取する目的を踏まえると、恒常的に受け付ける必要はなく、予算編成期や基本計画策定期に限ってよいと考える。また、受付けた意見・要望に対しては、第一次的には各省でスクリーニングし、回答するような処理体制がよいのではないか。

○ 学会が統計作成官庁に要望を出すだけでは統計は良くなる。専門的な意見・要望を如何に取り込むかが課題。外国では、統計作成側と学者を中心としたユーザー側の交流、意見交換が積極的に行われている。日本でも同様の場を整備すべき。

・ 過去に答申等でユーザー意見の反映が指摘されているが、これらについてはどのように対応され、現状はどうなっているのか。

→ 過去の答申等については、各省において対応されているものと認識。今回の議論は、各省横断的な意見・要望を聴取する場の整備についてであり、過去の答申等の指摘とは異なる。

○ 今回の議論をまとめると、①統計利用者と統計作成者の意見交換の場は必要、②従来、各省が行ってきたニーズ把握は引き続き行う、③各省横断的なものも必要、④意見・要望聴取の頻度については、何をもって意見・要望とするかによる、⑤把握したニーズへの回答は必要だが、事務処理体制も考慮する必要、⑥要望に対する実現化。なお、官学連携については、日本学術会議を窓口として行うこともあり得ると認識。具体的な内容は、第2ラウンドで深めていきたい。

2：基幹統計の指定基準の明確化

- 基本計画に盛り込まれていない統計の基幹統計への指定について柔軟であるべきという主張については疑問。当面は一般統計調査として実施し、改定時に基本計画に盛り込むという手段もあるのではないか。
- 基幹統計の基準は、具体的に定めると法の趣旨を制限することになるおそれはあるが、判断する方向性はある程度わかりやすくするために示すべきではないか。例えば、基準としては、国民生活に密着、利用範囲、継続性、地方集計の可能性等々が考えられる。
- 基準の目安のようなものがないと、統計委員会で指定すべき統計を議論する際に支障があるのではないか。また基幹統計の指定について、基本計画の記載を前提とする点については、柔軟さも必要。
- 基幹統計の基準として、重要性のほかに、他の統計が拠って立つ根拠を与えるという意味での「基幹性」も必要。
- ①基準を詳細化するのならば、他のWGの議論に間に合うよう迅速に作成することが必要であり、また余り厳格な扱いをせず自由度を残しておく必要、②基幹統計の指定は、基本計画を踏まえて行われるべきではあるが、数年置きに基本計画を改定する際にしか指定できないのも不便なので、柔軟な対応が必要、③動態統計と構造統計を一つの基幹統計の中に組み合わせるべきではないという意見については疑問。SNAにおいては両者の関係の解明が精度向上の重要な鍵になっている。最初から別物と捉えることは不適當。
- 申告義務が付与される調査統計と異なり、業務統計や加工統計については、基幹統計とされることのメリットが調査実施者側にないため指定が進まない可能性もある。そのような状況に陥らないよう、重要性についてもう一步踏み込んだ原則のようなものについて考えておく必要がある。また、業務統計や加工統計については、基幹統計として指定されることのメリットとなりうる要素についても検討が必要である。
 - 実施者のメリットという点では、基幹統計の指定が、予算・体制充実に向けての支援材料になり得るのではないか。
- 基幹統計の基準としての「重要性」については、現在の各指定統計における考え方や記述を引用するのも一つの手段と考える。統計の品質については、DQAF（IMFデータ品質評価フレームワーク）を基に原案を作成することとする。基幹統計の指定について、基本計画での記載を原則とする点については妥当。ただし、ある程度柔軟な対応も必要。

3：統計調査の整理合理化の考え方

- これまで各省ごとに整理合理化を行ってきた際の問題点は何かを把握してから議論すべき。また、整理合理化は評価と密接に関わる問題。
- 経験上、整理合理化を行ってきた問題の根底には定員削減と予算シーリングがある。財政局はスクラップ・アンド・ビルドを原則としているので、新規統計の立ち上げ時には既存統計の廃止を主張する。統計作成者としては、不要不急の統計を廃止することは当然のことと受け止めているが、必要な統計を予算の都合から廃止するスクラップ・アンド・ビルドという論理には不合理さを感じている。
- 統計の整理合理化と統計調査の整理合理化は異なる。第一に、統計調査は行政記録の活用との関係を明らかにすることが必要。第二に、統計作成者、調査実施者、報告者では整理合理化の視点が異なり、これらの者から整理合理化に関する情報を集約し総合化するシステムを構築する必要がある。また、整理合理化を確実に実施するため実施段階でのシステム化も大切。
- 農林水産省の統計調査は、直轄組織で実施していたが、昨今の総人件費改革に伴う人員削減から、一部を除き調査員調査化・郵送調査化を進めてきているところ。今日、担い手対策等新たな政策ニーズに対応するため、農林水産統計調査の見直しを行った。その際、次のとおり統計調査の実施基準を規定。①農林漁業等の基本的な状況の把握、②交付金等の財政支出に直接利用、③農林水産省の基本計画における政策目標の策定・検証、④天災融資法等施策発動の根拠・判定基準、⑤法令等で実施が位置付けられている調査。
- 整理合理化は、ニーズから考えるべき。個々の統計調査の整理合理化というより、他の統計との関係等も考慮するような相対的・政府横断的な統一基準の下、調査単位ではなく調査項目単位で行うべき。本WGではそのようなシステムと進め方のコンセプトをまとめる必要があるのではないか
- まとめとして、①優れた統計を作成するために整理合理化を行うというのは共通の理解、②今後の取組みについては、評価を踏まえて考えたい、③整理合理化に当たってユーザーニーズとの関係をどのように判断するか、また、指針のようなものが必要かどうかについて、各省の認識・考えを教えていただきたい。なお、「整理合理化」という言葉は、削減を前提としているような誤解を招くので、今後「統計調査の見直し、効率化の考え方」という言葉に変更することとしたい。

4：統計の評価

- 経済産業省では、評価に関する具体的な基準は定めてないが、評価に当たって政策部局や業界団体等のユーザーニーズを重視。昨年度は通常のニーズ把握に加えて、ユーザーの属性（学会、業界等）別の実態調査、HPへの各統計別のアクセス件数や各種出版物等での使用件数の把握等の調査を通じ、ニーズの把握・評価に努めているところ。
- 総務省では、国勢の基本に関する統計調査を所管しており、有識者、関係行政機関、地方公共団体等からその必要性、有効性及び効率性について評価してもらっている。特に統計審議会や統計委員会における審議を通じ、評価を受けていると認識。
- 整理合理化との観点からいえば、資料3は作成機関の組織としての業績評価を述べているが、本ワーキンググループでは、異なる分野の個々の統計を評価、序列化し、優先度を判断する仕組みを議論すべき。各府省に共通の評価マニュアルのようなものが必要。
- ①統計を含むすべての行政活動に評価は必要、②評価基準を整備する努力を続けるべき、③評価基準の機械的な適用は不適切、④評価は〇×を付けることではなく、改善につなげることを目的に行うべき、⑤異なる分野の統計の評価を比較することは困難であり、同種の海外の統計との比較を重視すべき、⑥評価が低い場合、その制約要因は何で将来は緩和するのかなど、将来的なアプローチを評価の視野に入れるべき。
- 「誰が」評価するのか、視点が異なる評価全体をまとめて「どう」評価するのか、そのシステムを構築し実施すべき。
- 統計を一定の評価基準に従って評価することは、統計作成機関にとっては煩わしい面もあるが、ユーザーにとっては有用な情報であり、また統計委員会が統計を横断的に比較検討する場合にも参考となろう。評価基準によるチェックは国際的な趨勢でもあるので、統計委員会が日本に適合したチェック項目を検討するのがよいと思う。
- 一定の評価基準は必要だが、ある程度幅を持ったものとすべき。統計委員会としては、基本計画策定時に政府横断的に評価することが必要。
- 報告者負担の軽減という観点と統計としての利用価値を保つために最低限必要な調査項目の設定という、相反する課題をどう調整するかが問題。
- 個々の統計が加工統計や国際機関が使っていると統計と整合的かどうかという評価は、この第1WGの議論に入るのか。例えば、SNAとの整合はどのように考えるか。
→ 特にSNAに限定するわけではないが、一般の統計に利用可能かという観点では入るのではないか。

- 議論をまとめると、①現状では各府省で評価を実施している、②今後は同一の分野の個別統計間で順位がつくような共通の評価基準を作るべき、③調査の実施機関ではなく、個別統計の評価・序列化に取り組む必要がある、また、基本計画策定時に統計委員会として政府横断的な評価を実施することが適当、④既存の政策評価は組織単位の評価、統計委員会として取り組むのは個別統計での評価を明確にするということできり分けが可能。